

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 藤照会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事、評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

また、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等についても無報酬とする。ただし旅費日当については、別途定める役員旅費規程によるものとする。

付則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。